

4. 学習指導要領等の理念を実現するために 必要な方策

「次世代の学校・地域」創生プラン

～中教審3答申の実現に向けて～

平成28年1月25日
文部科学大臣決定

答申③←教育再生実行会議第7次提言

答申②←教育再生実行会議第7次提言

答申①←教育再生実行会議第6次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

現職研修改革

- ベテラン段階
 - 管理職研修の充実
 - マネジメント力強化
- 中堅段階
 - ミドルリーダー育成
 - 免許更新講習の充実
- 1～数年目
 - チーム研修等の実施
 - 英語・ICT等の課題へ対応

採用段階の改革

- 採用試験の共同作成
- 特別免許状の活用

養成段階の改革

- インターンシップの導入
学校現場や教職を早期に体験
- 教職課程の質向上

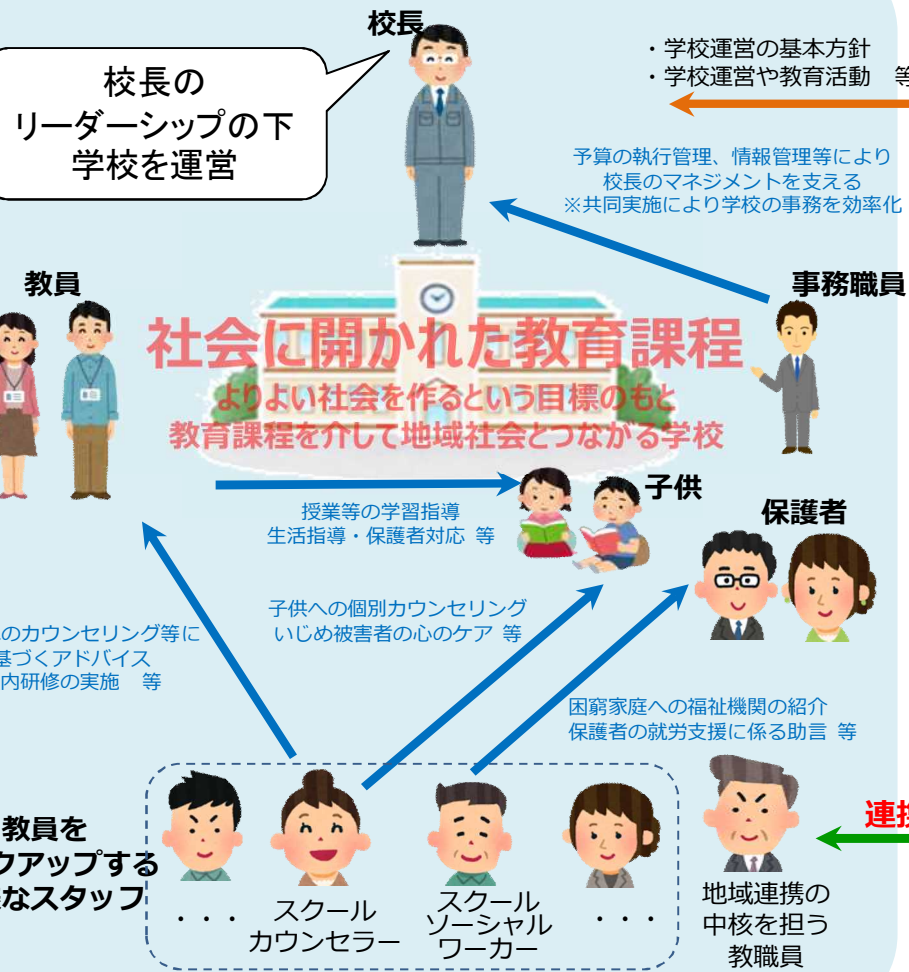
教員育成指標

←都道府県が策定

育成指標策定指針

←国が大綱的に提示

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)



地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

コミュニティ・スクール



- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

地域学校協働本部



地域の人々が学校と連携・協働して、
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

連携・協働

地域コーディネーター

「地域学校協働活動」の推進

- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

要・法改正：社会教育法

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について (平成27年12月21日中央教育審議会答申)(1/2)

背景

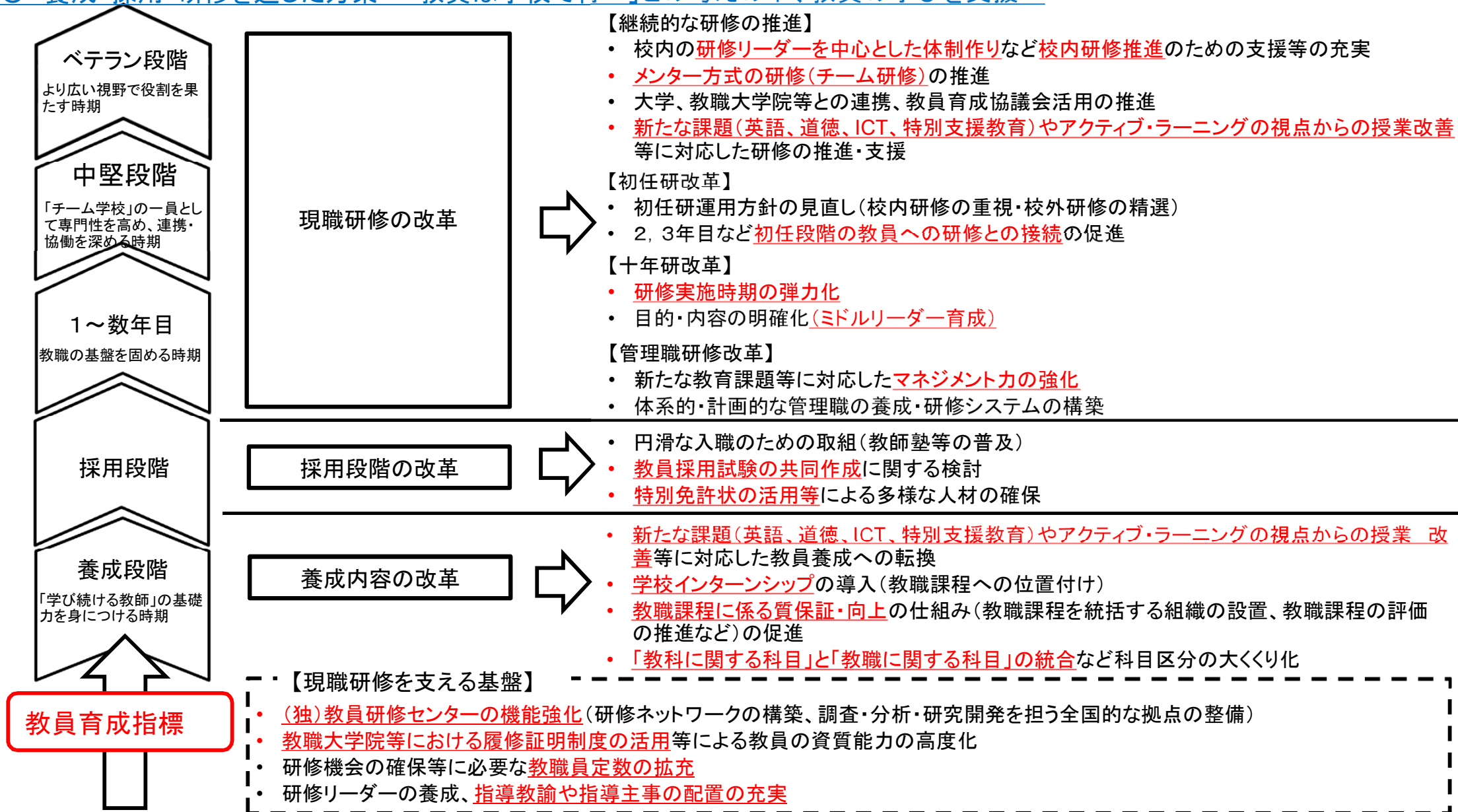
- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現
- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
 - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
 - ・学校教育課題の多様化・複雑化

主な課題

- | | | |
|--|--|--|
| <p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難 ○自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要 ○アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要 ○初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要 | <p>【採用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要 ○採用選考試験への支援方策が必要 ○採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要 | <p>【養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要 ○学校現場や教職に関する実際に体験させる機会の充実が必要 ○教職課程の質の保証・向上が必要 ○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要 |
| <p>【全般的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要 ○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要 ○新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要 | | |
| <p>【免許】○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要</p> | | |

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について (平成27年12月21日中央教育審議会答申)(2/2)

○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援～



○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- 教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- 教育委員会と大学等の協働による教員育成指標、研修計画の全国的な整備
- グローバル化や新たな教育課題などを踏まえ、国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成

趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

1. 教育公務員特例法の一部改正

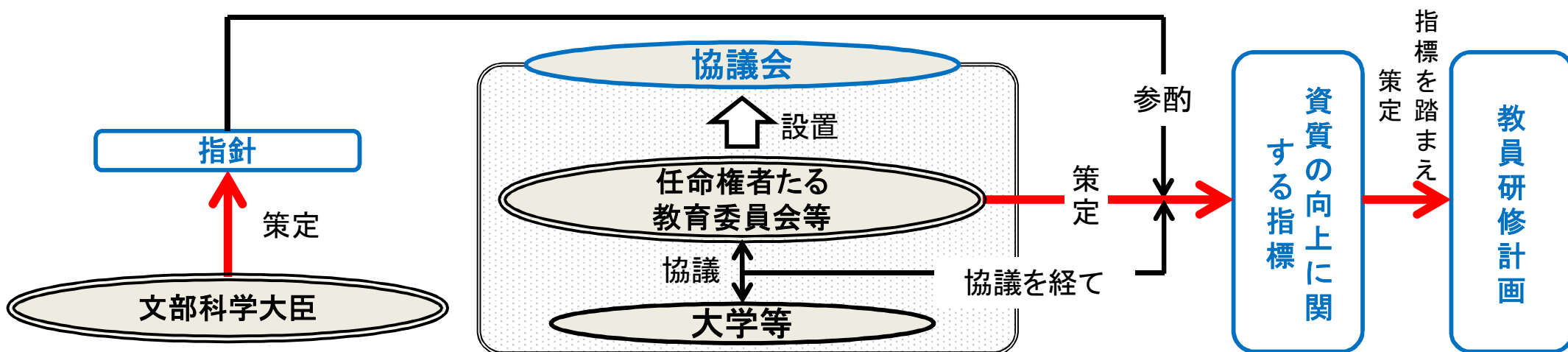
(1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

- ・**文部科学大臣**は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための**必要な指針を策定**する。
- ・**教員等の任命権者**は、教育委員会と関係大学等とで構成する**協議会を組織**し、**指標に関する協議等**を行い、**指針を参酌しつつ**、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための**必要な指標を定めるとともに**、指標を踏まえた**教員研修計画を定める**ものとする。

(2) 十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め**、**実施時期の弾力化**を図るとともに、**中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修**とする。

新たなスキーム(イメージ)



2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設する。

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を「独立行政法人教職員支援機構」に改める。

4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

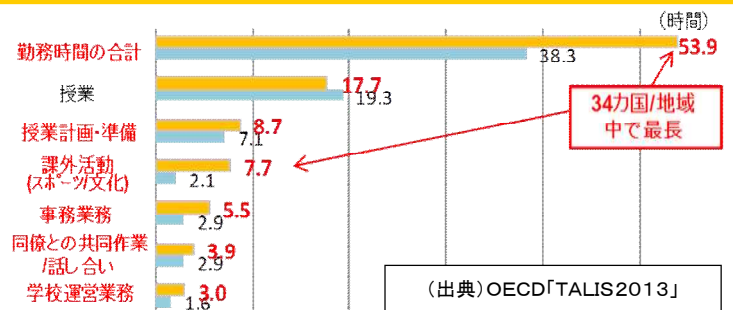
チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) 概要

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

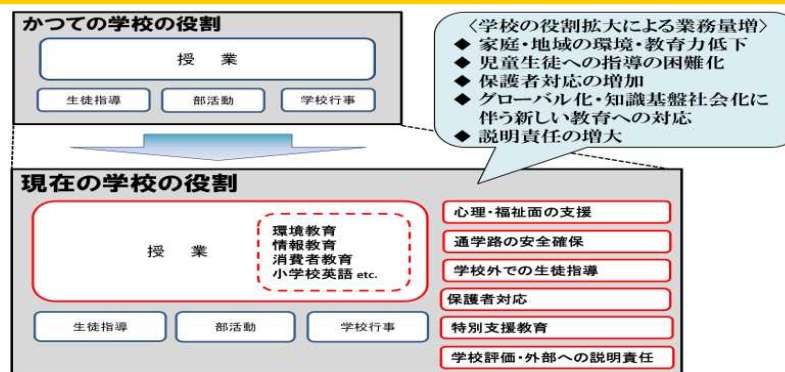
(1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「**社会に開かれた教育課程**」を実現することが必要。
- そのためには、「**アクティブ・ラーニング**」の視点を踏まえた指導方法の不断の見直しによる授業改善や「**カリキュラム・マネジメント**」を通じた組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。



(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、**学校の抱える課題が複雑化・多様化**。
- 貧困問題への対応など、**学校に求められる役割が拡大**。
- 課題の複雑化・多様化に伴い、**心理や福祉等の専門性**が求められている。



(3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、**学習指導、生徒指導、部活動等**、幅広い業務を担い、**子供たちの状況を総合的に把握して指導している**。
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の**専門スタッフの配置が少ない**。
- 我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の**3つの視点に沿って検討**を行い、**学校のマネジメントモデルの転換を図っていく**ことが必要である。

(2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

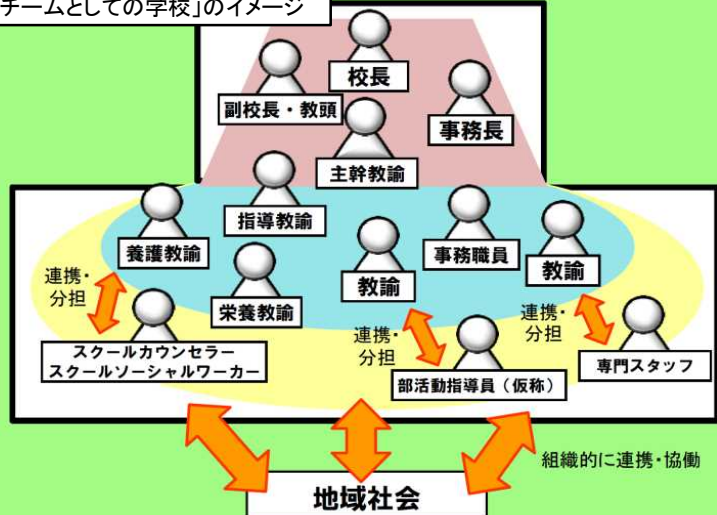
学校と家庭、地域との連携・協働によって、**共に子供の成長を支えていく体制を作る**ことで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようになることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、**生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく**必要がある。

(3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その**位置付けや校種の違いなどに配慮**して、**各学校の取組に対する必要な支援を行う**ことが重要である。

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

「チームとしての学校」のイメージ



(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

① 教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

② 教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

③ 地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

(2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

① 管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

② 主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

③ 事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

(3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

① 人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

② 業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

③ 教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について(中教審答申)の概要

(H27.12.21)

背景

- 地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されており、**地域の教育力の充実**が必要
- 学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず**社会総掛かりで対応**する必要
- これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤構築等の観点から、**学校と地域がパートナーとして連携・協働**するための組織的・継続的な仕組みが必要

主な課題

【コミュニティ・スクール】

- 現在2,389校(約6%)にとどまっており、**更なる推進の加速**が必要
- 元々、学校のガバナンス強化を目的に導入された制度であるが、**学校を応援する存在**とする必要
- 学校運営の責任者である**校長のリーダーシップ**をより一層発揮させる必要
- 教職員の任用に関する意見によって、人事が混乱するのではとの**懸念を払拭**する必要

【地域における学校との協働体制】

- 子供を育て、地域を創るため地域の教育力を向上し、**持続可能な地域社会**を創ることが必要
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える活動の**全国的な推進**が必要
- 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を**総合化・ネットワーク化**することが必要
- 地域住民や学校との連絡調整等を担う**コーディネート機能の強化**が必要

【両者の一体的推進】

- 両者の体制が、相互に補完し高め合う存在として、**両輪となって相乗効果を発揮**していくことが必要
- 学校や地域の実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要

今後の地域における学校との協働体制の在り方について（中教審答申のポイント）

教育再生実行会議第6次提言（平成27年3月）

地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策の推進が必要



中央教育審議会答申（平成27年12月）

従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を基盤に、「**地域学校協働本部**」を全ての地域に整備し、地域全体で学び合い未来を担う子供たちの成長を支える活動（**地域学校協働活動**）を推進する。

体制の改善	現状・課題	提言内容
<p>①「地域学校協働活動」の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化、地域の教育力の低下、学校が抱える課題は複雑化・困難化に対応し、<u>社会総掛かりでの教育の実現を図る必要がある。</u> ・ これまでの学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組を通じ、学校と地域の関係構築につながるなど、<u>一定の成果は評価。</u> ・ 一方、学校支援活動や放課後子供教室、土曜日の教育活動等の活動間の連携が十分でない等の課題あり。 ・ 地域住民が学校のパートナーとしてより主体的に参画し、<u>地域と学校との関係を新たな関係（連携・協働）に発展させることが必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動を「地域学校協働活動」として積極的に推進。 ◆ 「支援」から「連携・協働」、個別の活動から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」を全国的に整備 <p>➡ 教育委員会による地域学校協働活動推進のための体制整備について法令上明確化</p>
<p>②コーディネーター機能の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と地域のコーディネーターの下で、<u>特定の個人に依存するなど持続可能な体制ではない等の課題あり。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「地域コーディネーター」（地域住民や学校との連絡調整を実施）及び「統括的なコーディネーター」（複数のコーディネーターとの連携調整等を実施）の配置や機能強化（持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等）を推進。

（※）この他、地域学校協働活動の推進に向けた財政支援、普及啓発、事例集作成等の方策について提言。

今後のコミュニティ・スクールの在り方について(中教審答申のポイント)

教育再生実行会議第6次提言(平成27年3月)

コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討



中央教育審議会答申(平成27年12月)

以下の制度面・運用面の改善とあわせ、教育委員会に学校運営協議会の設置の努力義務を課すといった総合的な方策により、コミュニティ・スクールを推進することを提言。

制度面の改善	現状	提言内容(見直しの方向性)
① 学校を応援する役割の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定。 委員は、<u>地域住民や保護者一般</u>が規定されているのみ。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の役割として、学校運営に加えて<u>学校支援</u>の企画・立案を行える仕組みに。 学校支援活動に携わる者(<u>地域コーディネーター</u>等)の<u>委員としての参画</u>を促進。
② 校長のリーダーシップ発揮	<ul style="list-style-type: none"> 委員は教育委員会の任命とされ、校長の関与は特段規定なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命に当たり、<u>校長が意見申出</u>を行えることとし、<u>校長がリーダーシップを發揮</u>できる仕組みに。
③ 任用に関する意見の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、<u>特段の規律なし</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクール導入の積極的な検討を促す観点から、<u>柔軟な運用</u>(※)を確保。 <p>(※) 柔軟な運用例：個人を特定しない形での意見に限定(「部活動経験が豊富な教員を配置して欲しい」等)</p>
④ 複数校設置を可能に	<ul style="list-style-type: none"> 学校ごとに協議会を設置することとされ、複数校の協議会の委員の併任等で対応。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育等の<u>学校間の円滑な接続</u>を図る観点から、<u>複数校について一の協議会設置</u>を可能とする仕組みに。

(※) この他、コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面での負担を軽減するための方策等について提言。

現在の学校指導体制

- 教員が、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行う「日本型学校教育」は、国際的にも高く評価される大きな成果。
- 世界トップレベルの学力を維持する一方、根拠・理由を示して自分の考えを述べること等に課題。
- 義務標準法に基づく、主に標準的な授業時数に応じた算定による教職員配置。

+

更なる対応が必要な課題

- グローバル化の進展、人工知能(AI)の飛躍的進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を作り出していくための必要な資質・能力を子供たちに確実に育む学校教育が必要

- 格差の再生産・固定化
- 特別支援教育の対象となる子供の増加への対応、インクルーシブ教育システムの構築
- いじめ、児童生徒の暴力行為、不登校、児童虐待など、児童生徒を取り巻く諸課題の複雑化・多様化
- 外国人児童生徒等の増加

- 過疎化の進行
- 地域社会の支え合いの希薄化
- 家庭の孤立化

次世代の学校

今まで以上に、子供たちに向き合う時間を確保し、質の高い授業や、個に応じた重点的な学習指導によりこれからの時代に必要な資質・能力を保障

特別な配慮を必要とする子供たちの自立と社会参加を目指し、多様な子供たち一人一人の状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸長

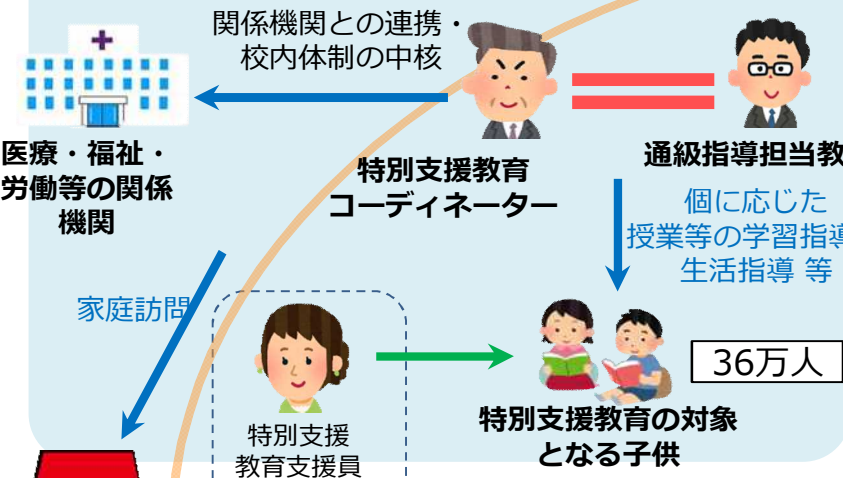
「地域とともにある学校」への転換を図り、学校と地域の連携・協働による社会総がかりの教育を実現

学校指導体制の改善・充実

- 「次世代の学校」の創生に必要な**教職員定数の充実**
- 「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえ、**10年程度を見通した、「予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し」を策定**（「次世代の学校」指導体制実現構想(仮称)）、**義務標準法の改正**

次世代の学校指導体制の在り方について ～イメージ図～

特別支援教育



学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)



校長のリーダーシップの下、教員に加えて、事務職員や心理・福祉等の専門家が学校運営や教育活動に参画

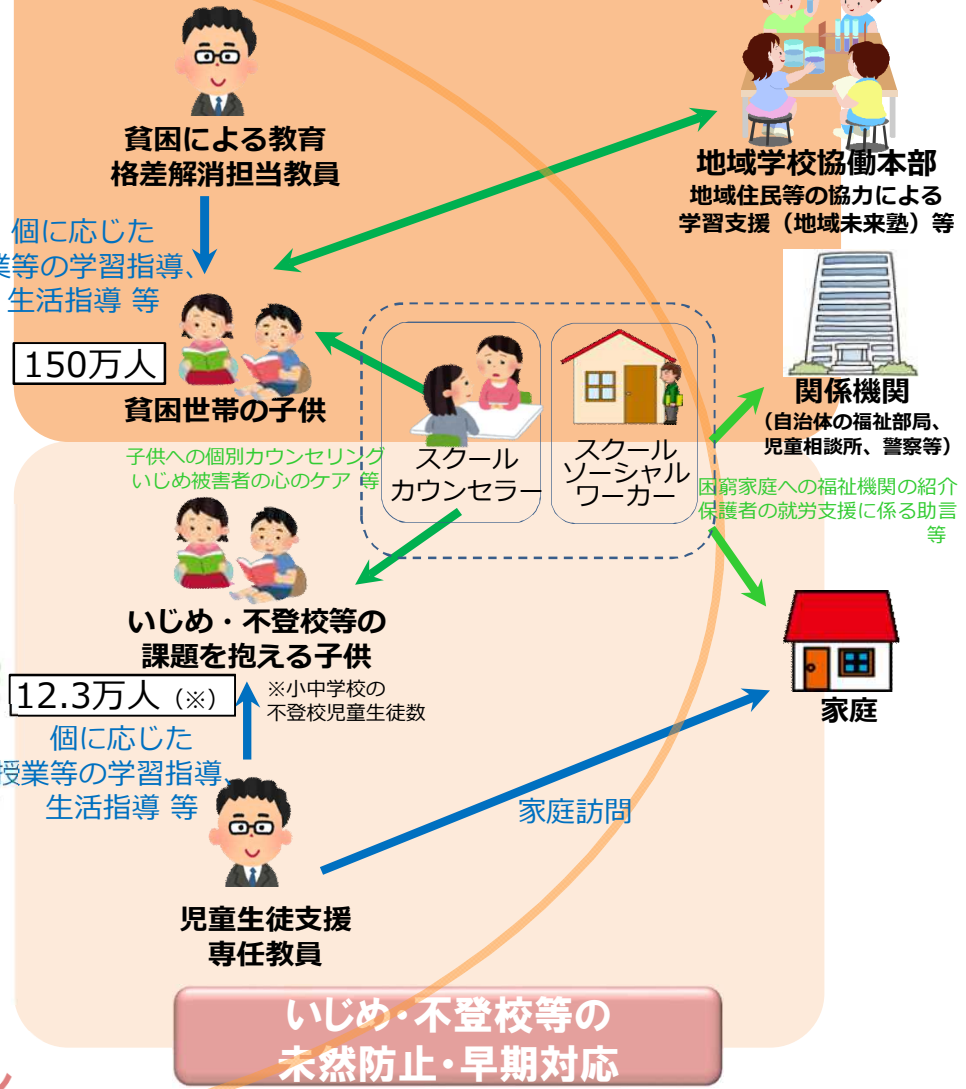


新学習指導要領 「社会に開かれた教育課程」へ

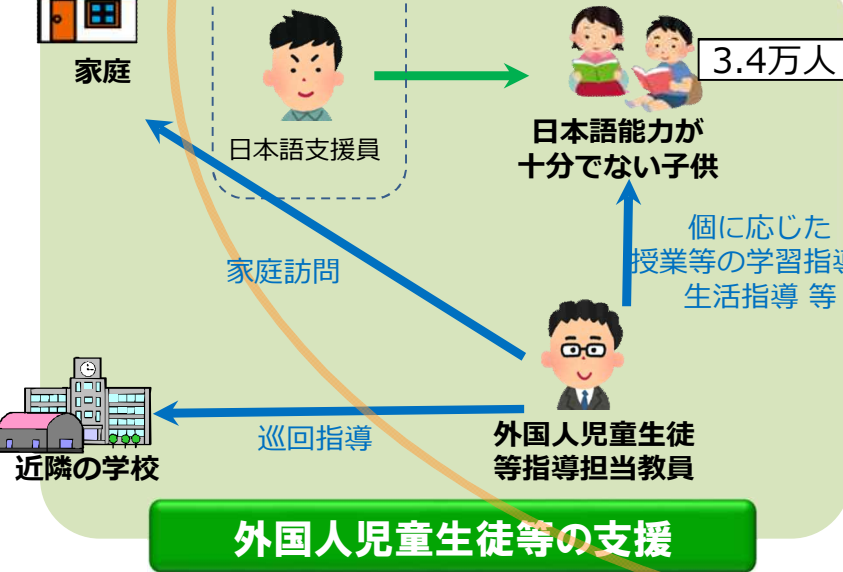
- ・アクティブ・ラーニングの視点に立った学びの推進
- ・小学校高学年における専科指導の充実

コミュニティ・スクール 「地域とともにある学校」への転換

家庭の経済事情に左右されない教育



いじめ・不登校等の未然防止・早期対応



外国人児童生徒等の支援

「次世代の学校・地域」創生プランを実現
 すべての子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」の実現

- 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、**教員の長時間労働の実態**が明らかに。
- これからの時代を支える創造力をはぐくむ教育へ転換し、複雑化・困難化した課題に対応できる「**次世代の学校**」を実現するため、**教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境**へ。
- 教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保**するための改善方策を提案。

1. 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する

学校や教員の業務の見直しを推進し、教員が担うべき業務に専念できる環境整備を推進業務改善と学校指導体制の整備を、両輪として一体的に推進

業務改善

- ◆ **教員の行う業務の明確化**
 - ・ 事務職員の職務内容の見直し
 - ・ 業務アシスタント（仮称）の検討
 - ・ 民間ノウハウの活用の促進
- ◆ **給食費等徴収管理業務からの解放**
- ◆ **統合型校務支援システムの整備**

両輪として
一体的に推進

学校指導体制の整備

教育課題に対応した教職員定数
S C、S S Wの配置拡充
マネジメントを担う事務職員等の定数改善

重点課題

※次世代の学校指導体制 T F に沿って着実に推進

2. 部活動の負担を大胆に軽減する

生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進の観点からも、部活動の適正化が必要

休養日の明確な設定等を通じた運営の適正化等を促進

- ◆ **毎年度の調査*を活用し、各中学校の休養日の設定状況を把握し改善を徹底**
- ◆ **総合的な実態調査、スポーツ医科学等の観点からの練習時間や休養日等の調査研究**
- ◆ **運動部活動に関する総合的なガイドラインの策定**
- ◆ **中体連等の大会規定の見直し**
- ◆ **部活動指導員（仮称）の制度化・配置促進等**

*全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3. 長時間労働という働き方を改善する

業務改善を断行するためには、**働き方そのものの価値観の転換**が必要

国、教育委員会、学校の**パッケージの取組（明確な目標設定と、適切なフォローアップ・支援）**により、実効性を確保

長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくり

- ◆ **勤務時間管理の適正化**（G P 発信、長時間労働是正のための周知・啓発キャンペーンの実施）
- ◆ **教員の意識改革**（（独）教員研修センターの管理職等研修の見直し）
- ◆ **メンタルヘルス対策の推進**



明確な目標の設定・周知、学校サポート、フォローアップを行い、学校組織全体としての業務改善のP D C Aサイクルの確立を促進

4. 国・教育委員会の支援体制を強化する

- ◆ **省内に「学校環境改善対策室」（仮称）を設置、業務改善アドバイザーを配置し自治体等に派遣**

これからの学校図書館の整備充実について(報告)の概要

平成28年10月 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議

検討の背景

- これからの学校図書館の役割を踏まえ、学校図書館の運営に係る基本的な視点を整理する必要
- 学校図書館法の一部改正法(平成26年6月)の附則において、学校司書としての資格・養成の在り方等について検討を行う旨の規定

1. 基本的な考え方

- これからの学校図書館は、読書活動における利活用に加え、授業における様々な学習における利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニングの視点からの学び)を効果的に進める基盤としての役割が重要
- 学校図書館に期待されている役割を果たすために、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要

2. 現状における課題

- 小学校における外国語教育、特別支援教育や外国人児童生徒に対する対応、主権者教育の推進など 新たなニーズに応えられる図書館資料の整備が課題
- 社会の変化や学問の進展により誤った情報を記載している図書がそのまま置かれていたりする状況も一部にあり、図書館資料の適切な廃棄・更新を行うことが課題
- 学校司書が保有する資格や知識・技能等の状況は様々であり、その養成等の在り方が課題

3. 具体的な方策

① 学校図書館ガイドラインの作成

- 学校図書館の整備充実を図るため、**学校図書館の運営上の重要な事項について**、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「**学校図書館ガイドライン**」を作成

(1) 学校図書館の目的・機能	(読書センター・学習センター・情報センターとしての機能)
(2) 学校図書館の運営	(校長は学校図書館長としてリーダーシップを発揮、可能な限り開館)
(3) 学校図書館の利活用	(児童生徒の読書活動や学習活動を充実)
(4) 学校図書館に携わる教職員等	(司書教諭と学校司書の連携・協力)
(5) 学校図書館における図書館資料	(新たなニーズへの対応、調和のとれた蔵書構成、適切な廃棄・更新)
(6) 学校図書館の施設	(調べ学習等での利活用ができるよう施設を整備・改善)
(7) 学校図書館の評価	(外部の視点を取り入れ、評価結果等を公表)

② 学校司書のモデルカリキュラムの作成

- 学校司書の養成は現行の司書や司書教諭の養成と同様に大学及び短期大学において担うことが適切
- 学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの**専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等**を示す「**学校司書のモデルカリキュラム**」を作成

学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目

学校図書館概論

図書館情報技術論

図書館情報資源概論

情報資源組織論

情報資源組織演習

学校図書館サービス論

学校図書館情報サービス論

児童生徒に対する教育支援に関する科目

学校教育概論

学習指導と学校図書館

読書と豊かな人間性

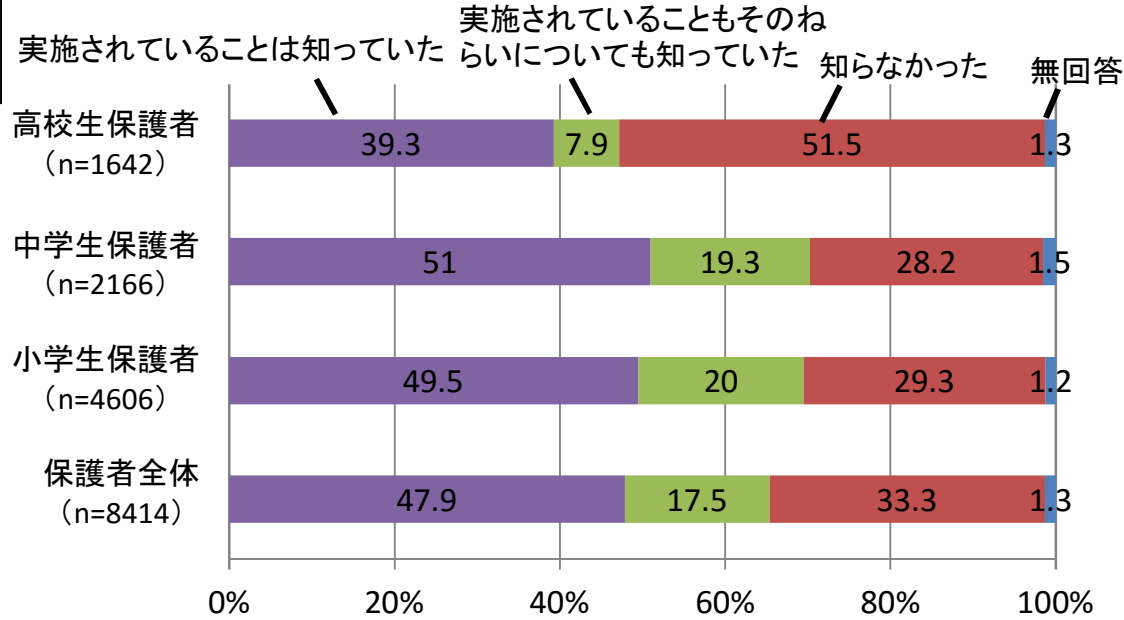
③ 今後求められる取組

※ 網掛けの科目は学校司書の独自の科目、一部の科目は読み替えが可能

- 国 → 学校図書館ガイドライン及び学校司書のモデルカリキュラムの周知や普及
- 教育委員会等 → 学校図書館ガイドラインを踏まえた学校図書館の充実に向けた施策の推進

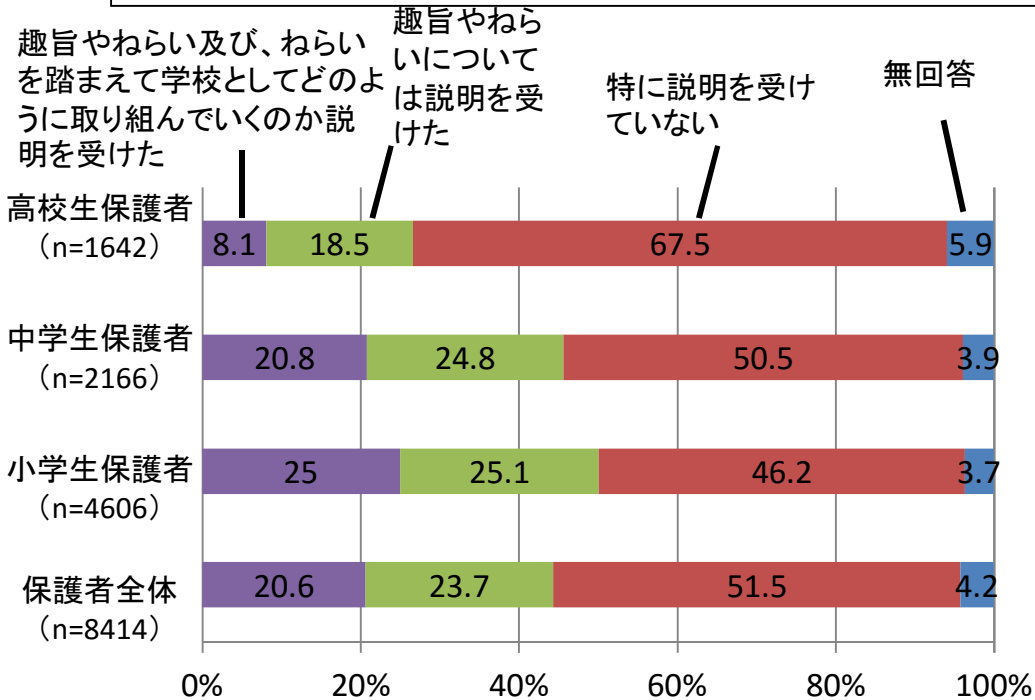
周知・広報の必要性

新しい学習指導要領の認知(保護者)

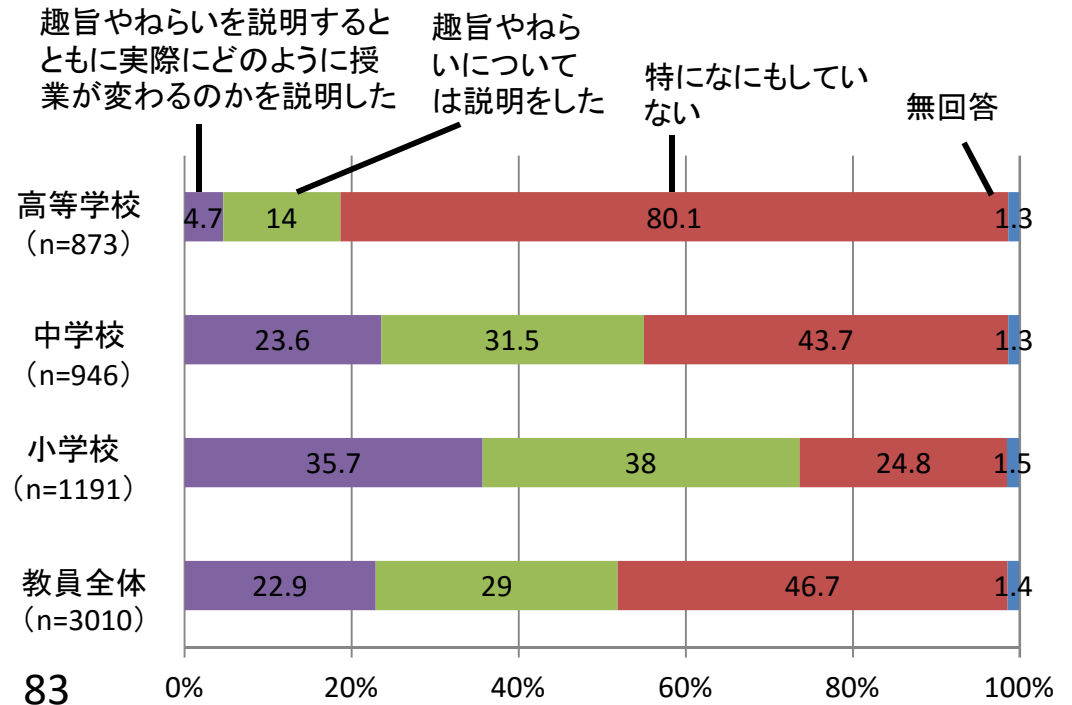


(出典)学校教育に関する意識調査(小・中学校平成15年6月、高等学校平成16年2月実施)

新しい学習指導要領についての説明を受けたか(保護者)



新しい学習指導要領についての説明を行ったか(教員)



次期学習指導要領改訂に向けて



最近よく「アクティブ・ラーニング」という言葉が出てるけど……。グループでの話し合いはいつもやってます！何か新しい手法なの？

「カリキュラム・マネジメント」……。マネジメントするのは管理職でしょ。



その疑問に お答えします！

- 教育課程特別部会における論点整理について(報告)

論点整理

検索

- 次期学習指導要領改訂へ向けた解説動画
【文部科学省動画チャンネル】

学習指導要領改訂 解説動画

検索

社会に開かれた
教育課程

育成すべき
資質・能力の
明確化

アクティブ・
ラーニング
の視点から
の学習・指
導方法の
改善

カリキュラム・
マネジメント
の充実

「論点整理」
～新しい学習指導要領
が目指すべき姿～



私たちが社会で活躍する2030年頃の
社会ってどうなっているんだろう？

- 人工知能の進化やグローバル化など、社会の変化が加速度的となり、未来を予測することが困難な時代です。
- 社会がどのように変化しても、多様な人々とのつながりを保ちながら自らの人生を切り拓き、新たな価値を生み出しながら持続可能な社会を創造していくことが重要になります。

学校教育の役割
とは？

「論点整理」では、新しい学習指導要領が目指すべき姿を示しています。「社会に開かれた教育課程」の理念の実現へ向けて、「カリキュラム・マネジメント」の充実など、今からでも実施できることについてはぜひ取り組んでいきましょう。